債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

（債権譲渡制限特約の部分的解除）

第１条　契約条項第 条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

２ 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第５条第１項に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

（譲渡可能な売掛債権）

第２条 前条第１項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを、甲が受領検査調書の交付や納品書の受領などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

（部分払、前金払又は概算払との関係）

第３条 乙は、第１条第１項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と既に支払いを受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

（承諾申請及び通知の様式）

第４条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、承諾申請は様式１により、通知は様式２により行わなければならない。

（承諾の様式）

第５条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第２条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式１に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

（甲の権利及び利益）

第６条 甲及び乙は、乙の売掛債権の譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

２ 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、契約条項（特約条項、特殊条項を含む。）及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

（様式１）

令和 年 月 日

債権譲渡承諾申請書

殿

住 所：

譲渡人：（甲）

代表者： 　　　　　　　　　　　　　　印

住 所：

譲受人：（乙）

代表者：　　　　　　　　 　　　　　　印

住 所：

譲受人：（丙）

代表者： 　　　　　　　　　　　　　　印

（以下「甲」という。）は、下記の 　　　　 契約条項第　 条の規定に基づいて貴殿より　　年　　月　　日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が 契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を　　　銀行（以下「乙」という。）及び　　　信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第１条及び第４条の規定に基づき、必要書類を添付の上、貴殿の承諾を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につきあらかじめ承諾していること、及び「中小企業信用保険法の一部改正法」により創設された売掛債権担保融資保証制度の趣旨に則り申請するものであることを申し添えます。

１．譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり 契約条項第 項 第 号に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。

２．乙及び丙は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。

３．国に対しては、譲渡債権に係る契約の 契約条項（当該条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。

また、同契約条項に基づく代金は、甲が請求し、かつ、持参する請求書類一式により、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

１．甲と乙の間で締結された令和　年　月　日付　　　契約

(1) 調達要求番号

(2) 契約品名

(3) 納期

２．譲渡債権の額

(1) 契約代金額 金円

(2) 前払金等既受領済額 金円

(3) 差引譲渡債権額 金円

３．乙及び丙が指定する口座の表示

銀行　　　　支店・口座の種類

口座名義人 　　　　　　　　　　　　　・口座番号

添付書類： １．受領検査調書の写し

２．債権譲渡担保契約証書の写し

３．印鑑証明（甲乙丙各１通（発行日より３箇月以内のものに限る。））

注：本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「あらかじめ承諾している事項」の 内容は修正してはならない。

債権譲渡承諾書

第　　号

令和　　年　　月　　日

住 所：

譲受人：（甲）

代表者：　　　　　　　　　　　　　　　殿

住 所：

譲受人：（乙）

代表者：　　　　　　　　　　　　　　　殿

住 所：

譲受人：（丙）

代表者：　　　　　　　　　　　　　　　殿

上記申請につき、 　　　契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第５条」の規定に基づき、異議を留めて承諾します。

記

１．本承諾によって、 契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。

２．乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。

３．国による代金の支払いは、 　　　契約条項第　　　条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官　　印

|  |
| --- |
| 確定日付欄 |
|  |

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。